

(証券コード 7040)

2021年6月10日

株 主 各 位

神奈川県平塚市馬入本町13番11号

株式会社 サン・ライフホールディング

取締役社長 比 企 武

### 第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大に関しまして、現時点では引き続き予断を許さないものとなっております。このような状況の下、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、未だ感染拡大が懸念される状況下での開催となるとの見通しのもと、適切な感染拡大防止策を実施のうえ、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、このような状況に鑑み、株主様の感染リスクを避けるとともに、事業継続に対するリスクを最小限に抑え込むため、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただき、接触機会を限りなくなくすことのできるようご協力お願い申し上げます。

**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますよう切にお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日） 午前11時

2. 場 所 神奈川県平塚市榎木町9番41号  
ホテルサンライフガーデン

**例年開催しております「株主懇談会」の開催はございません。**

**また、ご来場記念品の提供もございませんのでご注意ください。**

感染拡大防止のため、状況に応じて当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項** 1. 第3期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第3期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 議案** 取締役（監査等委員である者を除く）6名選任の件

前記のとおり、株主様の感染リスクを避けるとともに、事業継続に対するリスクを最小限に抑え込むため、極力ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。本株主総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り人的接触を回避するため、株主様のご来場をいただくことなく当社役員のみで開催させていただけるよう、株主様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案の賛否の欄に記載がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (2) 書面投票で、重複して議決権が行使されたときは、最後に当社に到達したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://sunlife-hd.jp/>）に記載しておりますので、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類には、当該事項は記載しておりません。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

以上



◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://sunlife-hd.jp/>）に掲載させていただきます。

◎事前のご質問について

株主の皆様から事前にご質問をお送りいただいたものにつきましては、本総会の目的事項に関するご質問で皆様のご関心の高いと思われるものを、当日までに当社IRサイト内の質疑応答ページにてお答えさせていただく予定です。

以下の方法によりご送付、ご送信されることにつきご協力をお願い申し上げます。

なお、いただいたご質問について必ずご回答することをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

(書面の送付先)

株式会社サン・ライフホールディング 第3回定時株主総会事務局

FAX：0463-21-7269

(電子メールの送付先)

当社IRサイト <https://ir-sunlife.com/> 内

## 事業報告

(2020年 4月1日から  
2021年 3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

##### ① 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、経済活動の停滞が顕著になり予断を許さない状況となっております。二度の緊急事態宣言により人が集う機会が制限され、当社の事業領域においても大きな影響が出ております。

また、「2020年人口動態統計速報」によれば、2020年（1月～12月）の出生数は約87万人に対し、死亡数は約138万人と自然減が続き、「内閣府2020年版高齢社会白書（全体版）」によると、2065年にはわが国の人口は約8,808万人、65歳以上の人口比率が約38.4%と、総人口の減少及び一層の少子・高齢化が予測されております。

このような状況下、当社グループにおける各事業の取り組みと業績内容は以下のとおりであります。

##### (イ) ホテル事業（ホテル・ブライダル事業）

ホテル事業（ホテル・ブライダル事業）では、2020年4月7日、2021年1月8日の二度の緊急事態宣言の発令及び感染者数増加の収束が進まないことから、予定しておりましたご婚礼、ご宴会、ご宿泊、レストラン、イベントの多くが中止もしくは延期となりました。そのような情勢の中、フォトウェディングのご提案推進、お弁当、ホテル料理やスイーツの販売などを強化したものの、売上高は前期比69.6%減の475百万円、営業損失は405百万円（前期は363百万円の営業損失）となりました。

##### (ロ) 式典事業（葬祭・法要事業）

式典事業（葬祭・法要事業）では、ご葬儀1件あたりの売上高は外出自粛によるご葬儀の小規模化の影響により減少しました。

2020年7月より安全対策を図りながら、施設のイベント（見学会、相談会）を実施し始めております。ご葬儀のご用命をいただけるよう、施設のイベントのほかWE B広告やオンライン相談などを強化してまいりました。

2020年度は、4件の家族葬対応施設（ファミリーホール）を開設しました。2020年4月に「ファミリーホール聖蹟桜ヶ丘」（東京都多摩市）、5月に「サン・ライフ ファミリーホール藤沢大庭」（神奈川県藤沢市）、12月に「西湘ホール」（神奈川県足柄下郡真鶴町：既存施設の隣地に新規建設）、2021年2月に「サン・ライフ ファミリーホール大井松田」（神奈川県足柄上郡大井町）をそれぞれ開設し、ご葬儀件数は増加しました。また、21年2月より東京都八王子市にあります「東京霊園」の管理運営を受託する高尾山観光開発株式会社がグループ業績に通年で寄与しております。

これらの結果、売上高は前期比9.0%減の7,579百万円、のれん償却費の計上等により、営業利益は前期比13.9%減の1,499百万円となりました。

#### (ハ) 介護事業

介護事業では、介護サービスご利用者の増加とサービス向上に努めてまいりました。2019年10月よりデイサービス、ショートステイを中心とする「エミーズ鴨宮」（神奈川県小田原市）、「エミーズ東間門」（静岡県沼津市）、「エミーズ原」（静岡県沼津市）が加わったことによりグループ業績に通期で寄与しております。これにより売上高は前期比16.3%増の1,886百万円となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛によるサービス利用の減少や新規入居制限などもあり、営業損失は32百万円（前期は8百万円の営業損失）となりました。

#### (ニ) その他の事業

その他の事業では、少額短期保険収入の増加、2019年11月よりハウスクリーニング、業務用清掃を主要業務とする株式会社スキル（神奈川県平塚市）が加わったことによりグループ業績に通期で寄与しております。売上高は前期比18.0%増の380百万円となりましたが、ハウスクリーニング事業における営業費用の増加等により、営業利益は前期比78.3%減の14百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前期比12.8%減の10,322百万円、営業利益は、前期比85.9%減の53百万円、経常利益は、前期比47.0%減の244百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は135百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,256百万円）となりました。

② 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(イ) 経営方針

当社グループは、社訓に「お客様のために役立つ」、「お客様に信頼される」、「お客様のために常に力強く発展する」企業グループであることを掲げ、お客様のライフステージ全般をお手伝いさせていただき事業者となることを経営理念としております。

(ロ) 当社を取り巻く経営環境

当社グループを取り巻く経営環境は、まさに「VUCA（Volatility：不安定、Uncertainty：不確実、Complexity：複雑、Ambiguity：曖昧）」と言わざるを得ない状況にあります。

急速に進行する少子高齢化と将来確実に訪れる総人口の減少、従来の標準的な人生設計の崩壊、第4次産業革命ともいうべき産業構造の大転換等、当社グループは、経営環境の激変に直面しております。これらに加え、新型コロナウイルス感染症の収束の遅延は、伝統的価値観の変容及び社会構造の変革を加速していると言っても過言ではありません。

(ハ) 当社グループの対処すべき課題と対応

i. 次世代経営陣への事業承継

当社グループは、1933年平塚市に仏壇・仏具・葬儀店「サカエヤ」を創業以来、2023年には90周年を迎えることとなります。またその先の100周年に向けて、次世代経営陣が新たな時代を切り開き、力強く経営していくためには、円滑な事業承継を果たし、盤石の体制を確立することが極めて重要な経営課題であると認識しております。後継経営陣の選任、教育、適切な権限委譲など、具体的な施策を展開してまいります。

ii. 「上場持株会社」として企業グループ経営を再構築

当社は、持株会社として、グループ全体の事業ポートフォリオの機動的な見直しを実施することで、経営環境の変化に応じた迅速かつ果敢な経営判断を通じ、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。

また、上場企業として経営管理を的確に行うため、取締役会の監督機能を強化し、更に監査等委員会設置会社として、グループ全体を包括するコンプライアンス体制、リスク管理体制、内部監査体制を充実させ、当社グループ全体のガバナンスを、より一層強化してまいります。

この推進に当たり、「新しい生活様式」、「変化する社会構造」、「働き方改革」に対応した経営を行ってまいります。

また、上場企業としての社会的要請も踏まえ、コーポレートガバナンスコードを指針とし、「CSR（企業の社会的責任）」、「ESG（環境・社会・ガバナンス）」、「SDGs（持続可能な開発目標）」も意識した企業グループを目指してまいります。

### iii. 強靱な事業基盤の確立

#### ・ビジネスモデルの再構築

将来にわたる日本経済の直面する課題や、コロナショックを契機とした価値観・社会構造の変化に対応していくため、従来当社グループが展開してきたビジネスモデルを見直し、再構築することが必要であると考えております。

#### ・施設集客型「ホテル・ブライダル事業」モデルの見直し

ホテル・ブライダル事業におきましては、お客様ニーズに基づいたフォトウェディングやこども写真館（キッズドリーム）などの新企画により、ご期待を超える施行品質の実現に努めてまいりました。

一方、2020年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大による度々の緊急事態宣言の発出により、ご婚礼・ご宴会を主体とした飲食を伴う来店・集客型のホテル事業は大きな打撃を受けております。今後、新型コロナウイルス収束後もお客様の消費形態は完全には戻らないとの認識のもと、ホテルという施設にとらわれない事業展開を模索するために、2020年10月、株式会社サン・ライフからホテル・ブライダル部門を事業分割し、新たに設立した株式会社サン・ライフサービスへ事業を承継いたしました。お客様のトータルライフを広くサポートすべく新たな事業展開を手掛けてまいります。

#### ・「式典事業」のブランド戦略再構築

式典事業におきましては、戦略的な新規斎場の出店を継続しつつ、葬祭ホールにおけるプライベートな空間の創出、エンバーミング（ご遺体衛生保全）の実施、海・山の自然葬（散骨）などを手掛けてまいりました。また、顧客管理システムの整備を行い、オペレーションを確立してアフターフォローサービスを充実してまいりました。

一方、家族葬や1日葬の増加に見られるように、お客様が当社グループに求められるご葬儀に対するニーズは急速に多様化してきています。こうした変化を受けて、「想いを大切にされたご葬儀」の根幹は堅持しつつ、規模・価格帯に応じたブランド戦略の再構築を積極的に推進してまいります。

また、ネットの活用にも積極的に対応してまいります。全ての価格帯のご葬儀で、他社との差別化を図り、顧客満足度の高い当社独自のご葬儀を提供してまいります。

・「介護事業」における人材確保

介護事業におきましては、サービスのより一層の品質向上のため、看護師、ヘルパーの確保に努め、サービスの提供体制の強化を図り、M&A等により新規介護施設を展開・推進してまいりました。

今後、更なる需要の拡大が予測される当事業において、提供サービス種類増を含む事業規模の拡大、収益性の向上には、各施設の安定した人員供給体制の基盤確立は必要不可欠であると考えております。

M&Aも含めた人員採用の強化を実施し、継続かつ安定した人材の確保に努めてまいります。

・互助会事業の戦略見直し

互助会事業におきましては、お客様ニーズに応じた魅力的な商品・サービスの開発とご案内を行うとともに、新規会員獲得に向け、グループ全体での組織的な営業活動の推進と、展示会、フェスタなどイベントを通じて顧客基盤の拡大を図ってまいりました。

今後、互助会事業を、募集を通じた会員拡大や将来のお客様の囲い込みとしてのみとらえるのではなく、互助会会員の皆様のより充実した生活の実現に、当社グループの各事業を、いかに有効かつ継続的にご利用いただくかに重点を置いて展開してまいります。

・新規事業の積極的な展開

2020年2月に「東京霊園」を管理・運営する高尾山観光開発株式会社を当社グループに加えました。ご葬儀の延長として霊園事業を組み込むことで、一貫した質の高いグリーフ（癒し）ワークを実現してまいります。

また、2019年11月にハウスクリーニング、業務用清掃を主要業務とする株式会社スキルを当社グループに加え、新たな顧客サービスの向上に努めてまいります。

今後、高齢者市場への取り組みとして、既存の介護事業の他に、介護を必要としないご高齢者の方へ「人生の満足と輝き」をもたらすことのできるシニアライフ支援事業を視野に入れて新たな事業の拡大を模索してまいります。

#### iv. 更なる経営基盤・財務基盤強化のための経営戦略

- ・持株会社化の総仕上げ（事業の再編・再構築）

当社グループは、2018年10月、当社を設立し持株会社化いたしました。持株会社体制のもと、大胆にグループの事業再編・再構築を実施することが、今後の当社グループの力強い発展には不可欠であると考えております。

今後、経営リソースのセグメント間における配分見直し等、中長期的な成長と企業価値の向上のため、多角的に検討してまいります。

- ・人事制度改革と専門性の高い人材の採用・登用

「働き手の減少」は、当社グループの今後のビジネスモデルに対しても大きな懸念材料と捉えております。人材の確保と育成は、当社グループの最重要課題の一つであり根幹を成す部分であります。人事制度を改革し、ジョブ型志向の制度を組み込むことで、専門性の高い人材の採用や登用を円滑に実施してまいります。

- ・積極的な事業投資姿勢の継続

「急速な少子高齢化・人口減少」を前提とした全く新しい経営環境の中、中長期的な成長シナリオを描くためには、拠点整備だけでなく、M&Aによる事業拡大、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進等新たな投資の増加は不可欠であると認識しております。

投資にあたっては、「戦略性」、「価値創造性」、「既存事業とのシナジー性」等について十分に検討を加えつつ、積極的な投資姿勢を継続してまいります。

- ・予算・損益管理の精緻・厳格化

今後の経営環境の変化の中でも着実な業績を上げるため、予算・損益管理の精緻・厳格化に努めてまいります。そのための取り組みとして、部門・セグメント毎の予算責任を明確化のうえ、より利益率、キャッシュ・フローを重視した中長期計画と年度予算を策定してまいります。また、現状、事業セグメントごとに管理している損益予算・実績を、施設・拠点毎にきめ細かく管理してまいります。

- ・オペレーションコスト管理の徹底

利益率の向上だけを目的にコストダウンするのではなく、お客様にご満足いただけるサービスを持続的、安定的にご提供していくために、オペレーションコスト管理を徹底してまいります。そのために、施行ブランド別コストオペレーション等、コストの最適化・効率化を図ってまいります。

- ・ キャッシュ・フロー重視の経営

今般のコロナショックは、当社グループの事業全体に多大な影響を及ぼしております。しかしながら、当社グループの安定したキャッシュ・フローの充実が経営の安定を支えております。あらゆる課題を解決し、当社が将来に向けて力強く発展していくために、引き続きキャッシュ・フローを重視し、事業展開してまいります。

- ・ 「労働生産性」の向上

利益率の向上とキャッシュ・フローの充実に加え、「労働生産性」の向上を目指します。専門性の高い人材を円滑に採用し登用していくため、人事制度を改革し、施行状況に応じた人員配置の見直し、人口動態に基づく適正な出店計画に努め、バランスの取れた収益構造を確立することで「労働生産性」の向上を目指してまいります。

これらの活動により当社グループは、経営方針のとおり、お客様のライフステージ全般のあらゆるご要望にお応えし、より豊かな人生のお手伝いをさせていただく事業者として、邁進いたします。

株主の皆様には、ますますのご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 設備投資等及び資金調達の状況

### ① 設備投資等の状況

サン・ライフグループ（当社及び連結子会社）では、当連結会計年度においては、869百万円の設備投資を行いました。

主要事業別の設備投資は次のとおりであります。

#### (イ)ホテル事業

ホテル事業においては、各施設の空調設備及び給排水工事16百万円を中心に、合計27百万円の設備投資を行いました。

#### (ロ)式典事業

式典事業においては、2020年4月開設の「ファミリーホール聖蹟桜ヶ丘」（東京都多摩市）、2020年5月開設の「サン・ライフ ファミリーホール藤沢大庭」（神奈川県藤沢市）、2020年12月開設の「西湘ホール」（神奈川県足柄下郡）、2021年2月開設の「サン・ライフ ファミリーホール大井松田」（神奈川県足柄上郡）の施設建設代金等290百万円、また、新規開設予定の葬祭施設建設工事費用390百万円を中心に、合計770百万円の設備投資を行いました。

### ② 資金調達の状況

設備投資に要する資金は、すべて自己資金をもって充当しました。

### (3) 重要な組織再編等の状況

当社は、2020年10月1日付で、株式会社サン・ライフサービスを設立し、当社連結子会社である株式会社サン・ライフの事業の一部（ホテル・ブライダル事業）を承継させる会社分割（吸収分割）を行いました。

### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 1 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第 2 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第3期 (当連結会計年度) (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	12,470	11,839	10,322
経 常 利 益 (百万円)	1,069	462	244
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	537	△1,256	135
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	82.83	△197.62	22.09
総 資 産 (百万円)	37,464	35,252	34,925
純 資 産 (百万円)	6,627	4,758	4,720

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 サ ン ・ ラ イ フ	100百万円	100%	冠婚葬祭事業、介護事業
株式会社サン・ライフメンバーズ	50	100	神奈川並びに西東京地区の冠婚葬祭互助会会員の募集及び管理・施行の斡旋
株 式 会 社 ザ ・ サ ン パ ウ ー	40	100	介護事業
株 式 会 社 S E C	40	100	エンバーミング事業
株式会社エス・エルよこはま	60	100	ファイナンシャル・サポート・サービス事業
株式会社サン・セレモニー	20	100	神奈川並びに西東京地区の冠婚葬祭互助会会員の募集及び管理・施行の斡旋
株式会社サン・ライフ・ファミリー	120	100	少額短期保険事業
株 式 会 社 ク ロ ー バ ー	40	100	介護事業
株式会社トータルライフサポート研究所	10	99	冠婚葬祭事業における調査及び研究 不動産の管理
有 限 会 社 ホ ー マ	0.1	100	介護事業
株式会社ペットセレモニーウェイビー	30	100	ペット葬事業
株 式 会 社 ス キ ル	10	100	ハウスクリーニング、特殊清掃事業
高尾山観光開発株式会社	90	100	霊園の管理・運営、霊園の墓所造成
株式会社サン・ライフサービス	50	100	ホテル・ブライダル事業

連結子会社は上記の14社であります。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高10,322百万円（前期比12.8%減）、営業利益53百万円（前期比85.9%減）、経常利益244百万円（前期比47.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益135百万円（前期は1,256百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社サン・ライフ	神奈川県平塚市馬入本町13番11号	4,114百万円	4,756百万円
高尾山観光開発株式会社	東京都八王子市元八王子町二丁目1623番1	1,406百万円	4,756百万円

(6) 主要な事業内容

地域の顧客並びにメンバーズシステム（互助会）事業における互助会会員を対象として、ホテル事業、式典事業、介護事業及びこれらに付随するその他のサービス等を行っております。

(7) 主要な事業所（2021年3月31日現在）

① 当社

事業名	社名	名称	所在地
本社			神奈川県平塚市

② 子会社

事業名	社名	名称	所在地
ホテル事業	株式会社サン・ライフサービス	ホテルサンライフガーデン ザ・ウィングス海老名 八王子ホテルニューグランド	神奈川県平塚市 神奈川県海老名市 東京都八王子市
式典事業	株式会社サン・ライフ	平塚斎場 平塚斎場東館 サン・ライフ サカエヤ・ホール、仏壇店 伊勢原総合ホール 小田原式典総合ホール 西湘ホール 平塚西セレモニーホール しづさわホール 湘南大磯ホール サン・ライフ ファミリーホール二宮 サン・ライフ ファミリーホール湘南海岸 サン・ライフ ファミリーホール小田原 サン・ライフ ファミリーホール藤沢大庭	神奈川県平塚市 神奈川県平塚市 神奈川県平塚市 神奈川県伊勢原市 神奈川県小田原市 神奈川県足柄下郡 神奈川県平塚市 神奈川県秦野市 神奈川県中郡 神奈川県中郡 神奈川県茅ヶ崎市 神奈川県小田原市 神奈川県藤沢市

事業名	社名	名称	所在地
		サン・ライフ ファミリーホール大井松田	神奈川県足柄上郡
		セレイエ真鶴	神奈川県足柄下郡
		相模斎場	神奈川県相模原市
		相模ファミリーホール	神奈川県相模原市
		橋本総合ホール	神奈川県相模原市
		相模原会館、仏壇店	神奈川県相模原市
		横浜町田ファミリーホール	東京都町田市
		サン・ライフ ファミリーホール橋本	神奈川県相模原市
		大和総合ホール	神奈川県大和市
		サン・ライフ ファミリーホール大和	神奈川県大和市
		座間ホール	神奈川県座間市
		海老名セレモニーホール、仏壇店	神奈川県海老名市
		ファミリーホール綾瀬	神奈川県綾瀬市
		サン・ライフ ファミリーホール厚木	神奈川県厚木市
		セレイエ厚木	神奈川県厚木市
		八王子総合ホール	東京都八王子市
		南多摩総合ホール	東京都八王子市
		日野会館高倉総合ホール	東京都八王子市
		八王子南口総合ホール	東京都八王子市
		八王子北口ファミリーホール	東京都八王子市
八王子滝山ファミリーホール	東京都八王子市		
サン・ライフ セレモニーホール多摩	東京都多摩市		
サン・ライフ ファミリーホール高尾	東京都八王子市		
ファミリーホール聖蹟桜ヶ丘	東京都多摩市		
	高尾山観光開発株式会社	東京霊園	東京都八王子市
介護事業	株式会社サン・ライフ	サンガーデン湘南	神奈川県平塚市
	株式会社クローバー	クローバーライフ平塚	神奈川県平塚市
		クローバーライフ沼津	静岡県沼津市
		クローバーライフ富士	静岡県富士市
		クローバーライフ厚木	神奈川県厚木市
	株式会社ザ・サンパワー	エミーズ鴨宮	神奈川県小田原市
エミーズ東間門		静岡県沼津市	
エミーズ原		静岡県沼津市	

**(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)**

事業別の名称	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減
ホテル事業	46 [182]	△35 [△118]
式典事業	202 [421]	+22 [28]
介護事業	150 [293]	△4 [10]
その他の事業	72 [96]	△10 [15]
管理部門	48 [28]	+2 [2]
合計	518 [1,020]	△25 [△63]

(注) 従業員数は受入出向者を含み、社外への出向者を含まない就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に記載しております。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 27,280,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,123,156株 (自己株式696,844株を除く。)
- (3) 株 主 数 4,283名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 サ カ エ ヤ	2,455千株	40.10%
竹 内 伸 枝	420	6.86
学 校 法 人 鶴 嶺 学 園	210	3.43
竹 内 恵 司	203	3.33
ダイワキャピタルマーケットツ シンガポールリミテッド	160	2.61
平 塚 信 用 金 庫	150	2.45
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	100	1.63
サ ン ・ ラ イ フ 従 業 員 持 株 会	95	1.55
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	80	1.31
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	80	1.31

(注) 当社は、自己株式696千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役の氏名等

役名	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	竹内 恵司	株式会社サン・ライフ代表取締役会長 株式会社サン・ライフメンバーズ代表取締役会長 学校法人鶴嶺学園理事長 社会福祉法人恵伸会理事長
代表取締役社長	比企 武	株式会社サン・ライフ代表取締役社長 株式会社サン・ライフメンバーズ代表取締役社長 株式会社サン・ライフサービス代表取締役社長 高尾山観光開発株式会社取締役
専務取締役	竹内 圭介	株式会社サン・ライフ専務取締役 株式会社サン・ライフメンバーズ専務取締役 学校法人鶴嶺学園常務理事
常務取締役	佐野 秀一	株式会社サン・ライフ常務取締役 株式会社サン・ライフ・ファミリー取締役 株式会社エス・エルよこはま代表取締役社長 高尾山観光開発株式会社取締役
取締役相談役	竹内 伸枝	株式会社サン・ライフ取締役相談役
取締役	井上 和弘	株式会社アイ・シー・オーコンサルティング代表取締役
取締役 (常勤監査等委員)	瀧澤 賢次	株式会社サン・ライフ監査役 株式会社サン・ライフメンバーズ監査役 高尾山観光開発株式会社監査役
取締役 (監査等委員)	小峰 雄一	株式会社サン・ライフメンバーズ監査役 湘南ケーブルネットワーク株式会社会計参与 オンコセラピー・サイエンス株式会社取締役 株式会社イクヨ監査役 税理士法人総合税務会計代表社員
取締役 (監査等委員)	岩本 繁	株式会社サン・ライフメンバーズ監査役

- (注) 1. 取締役井上和弘、小峰雄一及び岩本繁の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は井上和弘氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員小峰雄一氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員岩本繁氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、瀧澤賢次氏を常勤の監査等委員として選定しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役(監査等委員である者を除く)及び監査等委員である社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、2020年10月以降の取締役、監査等委員、執行役員及び子会社役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金と争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額会社が負担しており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されません。

なお、次回更新時(2021年10月)には同内容での更新を予定しております。

## (4) 取締役の報酬等

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、取締役会にて以下の通り決議しております。

また、当社取締役会は当事業年度の取締役の個人別の報酬額は以下決定方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

### ①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、支払うこととしております。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととし、監査等委員である各取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって決定します。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて社外取締役及び監査等委員会の意見を踏まえ、見直しを行うものとしております。

非金銭報酬等は、現状では支給しておりませんが、その内容、数の算定方法の決定に関する方針、報酬等を与える時期、条件の決定に関する方針等も含め、今後導入を検討していくこととしております。

連結営業利益を指標として採用している理由は、当社の経営計画における主要目標数値であるためであり、当事業年度における連結営業利益の目標は210百万円、実績は53百万円でした。

④金銭報酬の額、及び業績連動報酬等の取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行います。

取締役会は、社外取締役及び監査等委員会の意見内容を尊重し、当該意見で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長比企武がその具体的内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委託した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

## ⑥取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員であるものを除く)	109,404	107,404	2,000	—	6
(うち社外取締役)	(2,400)	(2,400)	(—)	(—)	(1)
取締役 (監査等委員)	19,054	19,054	—	—	3
(うち社外取締役)	(5,800)	(5,800)	(—)	(—)	(2)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員である者を除く) の金銭報酬の額は、2019年6月24日開催の第1回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
2. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年6月24日開催の第1回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
3. 業績連動報酬にかかる業績指標は、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いであり、その目標値は210百万円で、その実績は53百万円であります。  
当該指標を選択した理由は、連結営業利益は主たる業務から算出される指標であり、その目標値に対してどの程度達成できたか、株主への説明責任を果たせると判断したためであります。  
なお、当社の業績連動報酬等及び非金銭報酬等の算定方法は、「(4) ③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載の通りであります。
4. 上記のほか社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は2,400千円です。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①取締役 井上和弘

#### (イ) 重要な兼職先と当社との関係

取締役井上和弘は株式会社アイ・シー・オーコンサルティングの代表取締役であります。なお、当社は同社と取引関係にはありません。

#### (ロ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

#### (ハ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち14回に出席し、必要に応じ経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

(二) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要  
会社経営者、コンサルタントとしてこれまで数多くの企業に携わり、経営戦略や業務改善等に関する助言を行っております。当社の社外取締役として取締役会をはじめとした重要会議において、経営全般の観点から積極的に発言し、議論の質の向上に努めております。特に「企業経営、経営戦略」の分野において、幅広い知識と高い見識を経営全般に反映していただくとともに、これまでの経験を活かし取締役会の実効性を一層高めていただくことを期待しております。

②取締役（監査等委員） 小峰雄一

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

(ロ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(ハ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会16回すべてに、監査等委員会11回すべてに出席し、適宜助言等を行っております。

(二) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

公認会計士、税理士として財務及び会計、税務に関する豊富な専門知識・経験と誠実な人格を備えており、取締役会などにおいて積極的に発言し、当社における監査機能の強化に大きく貢献しております。

③取締役（監査等委員） 岩本繁

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

(ロ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(ハ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に、監査等委員会11回すべてに出席し、適宜助言等を行っております。

(二) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

公認会計士として財務及び会計に関する豊富な専門知識・経験と誠実な人格を備えており、取締役会などにおいて積極的に発言し、当社における監査機能の強化に大きく貢献しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額	24,500千円
②当社及び子会社が支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額	26,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況を確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したためです。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) すべてのお客様、ステークホルダーとの共創による企業価値向上を図るため、「企業行動憲章」、「コンプライアンス行動規範」を定め、取締役、監査等委員及び使用人はこれを遵守する。
- (ロ) 「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループのコンプライアンスを統括する。
- (ハ) 当社グループのコンプライアンスは当社の担当役員が所轄し、当該事務は当社の総務及び法務を担当する部門が行う。
- (ニ) 当社及びグループ会社にコンプライアンスに係る推進責任者を配置し、事業活動のあらゆる局面でコンプライアンスを最優先させるための取組みを行う。
- (ホ) 内部通報制度を設け、当社グループにおける法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に不利益を生じないことを確保する。
- (ヘ) 上記諸機関・制度の運用の細目は、別途定める当社又はグループ全体に適用される社内規定による。

#### ②取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 取締役の職務の執行に係る情報につき「文書管理規程」、「情報システム基本規程」、「情報セキュリティポリシー」その他当社又はグループ全体に適用される社内規定に従い、適切に保存及び管理を行う。
- (ロ) 上記の情報の保存及び管理は、当社情報を取締役・監査等委員が常時閲覧できる状態で行う。
- (ハ) 上記の情報の保存及び管理の事務の分掌は、当社又はグループ全体に適用される社内規定に従う。

- ③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) 「リスクマネジメント規程」において、リスク管理を経営の中核に位置づけ、継続的に実践する。
  - (ロ) リスク管理は当該分野の所管部門が行うほか、「リスクマネジメント委員会」を設置し、グループ全体の横断的な重要リスクを特定・評価のうえ、対応策を策定する。
  - (ハ) 品質リスクについては、冠婚葬祭・介護事業サービス提供企業としてのサービス・商品の安全・安心の確保という社会的責任を認識し、十分な管理体制を構築する。
  - (ニ) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、代表取締役社長を本部長とした「緊急事態対策本部」を設置する。
- ④当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 取締役の職務の効率性を確保するため、「取締役会」において取締役の合理的な職務分掌及び適切な幹部職員の任命を行う。
  - (ロ) 権限委譲と部門間・グループ会社間の相互牽制機能を備えた「職務権限規程」及び「グループ経営管理規程」を定める。
  - (ハ) 当社の社内取締役及び部長を構成員とする「グループ経営会議」において、当社グループの経営戦略の策定及び進捗管理を行うなど、その有効な活用を図る。
  - (ニ) 業務効率の最大化にあたっては、客観的で、合理性のある経営管理指標等を用い、統一的な進捗管理・評価を行う。
- ⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (イ) リスク、コンプライアンス、危機管理体制、その他内部統制システムに必要な制度は、当社グループ全体を横断的に対象とするものとし、当社が持株会社として、グループ会社の自律性を尊重しつつ、内部統制システムの構築及び運用を支援し、個別の状況に応じてその管理にあたる。
  - (ロ) 当社の内部監査を担当する部門は、直接的又は間接的なグループ会社の監査を通じて、当社グループの内部統制システム及び事務規律の状況を把握・評価するとともに、グループ会社の財務報告に係る内部統制評価及び報告を行う。
  - (ハ) グループ会社の事業活動に係る決裁権限は、「職務権限規程」及び「グループ経営管理規程」による。
  - (ニ) グループ会社は、「グループ経営会議」において、リスク情報を含めた業務執行状況の報告を四半期に1回以上行う。

- ⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
「監査等委員会」に監査等委員会付の使用人を配置し、監査等委員の業務を補助させるものとする。
- ⑦前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 前号に定める監査等委員会付の使用人は、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役、使用人の指揮命令を受けない。
  - (ロ) 前号に定める監査等委員会付の使用人の発令・異動・考課・懲戒にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑧取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制
- (イ) 取締役及び使用人は、内部統制システムに関する事項について監査等委員に対し定期的に、また、重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、監査等委員は必要に応じて取締役及び使用人（グループ会社を含む）に対して報告を求めることができる。
  - (ロ) 取締役は、監査等委員が「取締役会」のほか、「グループ経営会議」、「リスクマネジメント委員会」等の重要な機関等の協議の場に常時出席する機会を確保するものとし、また、その議題内容につき事前に提示を行う。
  - (ハ) 監査等委員は、重要な議事録、決裁書類等を常時閲覧できるものとする。
- ⑨グループ会社の取締役、監査等委員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員に報告するための体制
- (イ) グループ会社の取締役、監査等委員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、内部統制システムに関する事項について当社の監査等委員に対して定期的に、また、重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、当社の監査等委員は必要に応じてグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - (ロ) 当社又はグループ会社の内部監査を担当する部門は当社の監査等委員に対し、グループ会社の内部監査結果を遅滞なく報告する。
  - (ハ) 当社グループの通報窓口は、当社の監査等委員、総務及び法務を担当する部門又は当社が指定する外部の弁護士（以下、「外部弁護士」という。）とし、総務及び法務を担当する部門又は外部弁護士に通報された情報は、当社の監査等委員に報告するものとする。
  - (ニ) 前号に定める監査等委員に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払の手続き、その他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用を支払うため、あらかじめ定額の予算を確保し、監査等委員会又は監査等委員からの請求に応じ、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払若しくは債務の処理を行う。

⑪その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査の実効性を確保するため、監査等委員が内部監査室及び外部監査人と定期的に情報・意見を交換する機会を確保する。

### 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

①内部統制システム全般

(イ) 当社及びグループ会社の内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、当社の内部監査室と連携して、年間の監査計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。2020年度は当社及びグループ会社すべてに対して監査を実施しました。

(ロ) 財務報告に係る内部統制については、当社の内部監査室が「内部統制運用規程」に従ってグループ会社の内部統制評価を実施しております。

②コンプライアンス体制

(イ) コンプライアンス行動規範」を定め、その周知・徹底を図っております。

(ロ) 当社及びグループ会社にコンプライアンス及び危機管理に係る推進責任者を配置し、職制に応じた教育訓練を通じて、コンプライアンスの啓発を推進しております。

(ハ) 通報制度によって、問題の早期発見とその解決措置、問題の発生自体の牽制に効果を上げていると考えております。

③リスク管理体制

(イ) 「リスクマネジメント委員会」において、当社グループ全体の横断的なリスク管理を行っております。2020年度は、グループ経営会議開催時に、各分野の所管部門が行った定期的なリスク調査の結果に基づき、「サービス品質」、「コンプライアンス」、「ガバナンス」、「人事」、「労務」、「財務・経理」等のテーマで横断的に分析・評価を行いました。

(ロ) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した時は、代表取締役社長を本部長とした「緊急事態対策本部」を設置して対応することとなっております。

#### ④グループ会社の経営管理

- (イ) グループ会社の経営管理につきましては、「職務権限規程」及び「グループ経営管理規程」に基づき、グループ会社の業務執行について、重要度に応じて当社の「取締役会」の決議又は当社の取締役若しくは主管部門の責任者の決裁を受ける体制を整備しております。
- (ロ) 「グループ経営会議」において、毎月1回主要なグループ会社から業務執行状況の報告を受けております。

#### ⑤取締役の職務執行

取締役の職務の効率性を確保するため、「取締役会」において業務の分担を受けた取締役及び担当部長が、毎月業務執行状況の報告を行っております。

#### ⑥監査等委員の職務執行

- (イ) 監査等委員は、「取締役会」のほか、「グループ経営会議」、「リスクマネジメント委員会」等の重要な機関等の協議の場への出席や、取締役及び使用人等からの報告を受け、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- (ロ) 監査等委員は、内部監査を担当する部門、外部監査人等と定期的又は随時に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性の向上を図っております。

## (2) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び整備状況

### ①基本方針

当社は、関連する法令や社会規範を遵守し、企業の市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力排除に向けた体制を整備するとともに、組織的な対応を行うことにより、これら勢力と一切の関係を断絶します。

### ②整備状況

当社は、企業行動憲章、役職員行動規範、コンプライアンス規程、リスクマネジメント規程を定めており、また、反社会的勢力及び団体からの要求に際しては、総務課が窓口になり、顧問弁護士、警察、神奈川県企業防衛対策協議会と連携を密にして、毅然とした態度で対応できる体制を構築しています。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

## (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆様への利益還元積極的に努めてまいりました。この方針のもと、当期の年間配当金につきましては、1株につき16円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金1株につき16円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき32円となります。今後とも株主様の皆様の支援に報いるため増配を常に念頭におき事業の発展に努めてまいります。

また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益の確保、事業の拡大及び投資のために有効活用していきたいと考えております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>10,437,018</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,703,693</b>
現金及び預金	8,899,646	買掛金	414,531
売掛金	562,649	未払金	223,828
有価証券	212	未払法人税等	109,402
商品	38,211	賞与引当金	156,336
原材料及び貯蔵品	55,104	その他	799,594
短期貸付金	7,771	<b>固 定 負 債</b>	<b>28,501,149</b>
預け金	552,901	退職給付に係る負債	157,956
その他	320,670	長期未払金	307,258
貸倒引当金	△147	前払式特定取引前受金	26,787,973
<b>固 定 資 産</b>	<b>24,488,066</b>	前受金復活損失引当金	49,587
<b>有形固定資産</b>	<b>15,417,405</b>	繰延税金負債	851,926
建物及び構築物	6,560,085	その他	346,445
機械装置及び運搬具	28,216	<b>負 債 合 計</b>	<b>30,204,843</b>
工具、器具及び備品	327,918	純 資 産 の 部	
土地	8,194,384	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,670,767</b>
建設仮勘定	306,801	資本金	100,000
<b>無形固定資産</b>	<b>1,659,619</b>	資本剰余金	761,914
のれん	1,432,085	利益剰余金	4,494,549
その他	227,534	自己株式	△685,696
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,411,040</b>	その他の包括利益累計額	48,331
投資有価証券	2,456,190	その他有価証券評価差額金	48,331
長期貸付金	156,103	<b>非支配株主持分</b>	<b>1,142</b>
出資金	5,770		
供託金	1,123,465		
敷金及び保証金	2,720,091		
繰延税金資産	735,950		
その他	246,525		
貸倒引当金	△33,055	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,720,241</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>34,925,085</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>34,925,085</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2020年 4月1日から  
2021年 3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,322,012
売上原価	8,207,427
<b>売上総利益</b>	<b>2,114,584</b>
販売費及び一般管理費	2,060,819
<b>営業利益</b>	<b>53,765</b>
<b>営業外収益</b>	<b>237,071</b>
受取利息	13,505
受取配当金	16,430
前受金月掛中断収入	26,954
不動産賃貸収入	21,654
不動産成金収入	40,841
助成り金の取崩	87,604
その他	30,081
<b>営業外費用</b>	<b>45,852</b>
不動産賃貸費用	8,679
前受金復活損失引当金繰入	36,148
その他	1,024
<b>経常利益</b>	<b>244,983</b>
<b>特別利益</b>	<b>19,316</b>
固定資産売却益	272
受取取保除償金	3,944
移転補償金	15,100
<b>特別損失</b>	<b>21,636</b>
固定資産除売却損	21,636
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>242,663</b>
法人税、住民税及び事業税	239,648
法人税等調整額	△132,299
<b>当期純利益</b>	<b>135,315</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>	<b>24</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>135,290</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2020年 4月 1日から  
2021年 3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	761,914	4,555,199	△685,696	4,731,417
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△195,940		△195,940
親会社株主に帰属する当期純利益			135,290		135,290
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計			△60,650		△60,650
当 期 末 残 高	100,000	761,914	4,494,549	△685,696	4,670,767

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	25,608	25,608	1,117	4,758,143
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△195,940
親会社株主に帰属する当期純利益				135,290
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	22,723	22,723	24	22,748
連結会計年度中の変動額合計	22,723	22,723	24	△37,902
当 期 末 残 高	48,331	48,331	1,142	4,720,241

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>519,821</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>149,406</b>
現金及び預金	309,663	未払金	94,760
貯蔵品	1,012	未払法人税等	1,431
前払費用	13,903	未払費用	19,671
未収金	190,887	預り金	9,869
その他の金	4,355	賞与引当金	15,920
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,236,945</b>	その他の金	7,753
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>37,223</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,349</b>
建物	1,331	退職給付引当金	6,349
構築物	3,844	<b>負 債 合 計</b>	<b>155,755</b>
工具、器具及び備品	32,046	純 資 産 の 部	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>10,484</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,601,011</b>
ソフトウェア	10,484	資本金	100,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,189,237</b>	資本剰余金	4,370,666
関係会社株式	4,178,769	その他資本剰余金	4,370,666
繰延税金資産	10,467	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>816,041</b>
		その他利益剰余金	816,041
		繰越利益剰余金	816,041
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△685,696</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,601,011</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,756,766</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>4,756,766</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2020年 4月1日から  
2021年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		908,832
営 業 費 用		875,424
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	875,424	
営 業 利 益		33,407
営 業 外 収 益		6,923
不 動 産 賃 貸 収 入	2,852	
そ の 他	4,070	
経 常 利 益		40,331
税 引 前 当 期 純 利 益		40,331
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,442	
法 人 税 等 調 整 額	5,999	13,441
当 期 純 利 益		26,889

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**株主資本等変動計算書**  
 ( 2020年 4月 1日から  
 2021年 3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	100,000	4,370,666	985,093	△685,696	4,770,062	4,770,062
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△195,940		△195,940	△195,940
当期純利益			26,889		26,889	26,889
事業年度中の変動額合計			△169,051		△169,051	△169,051
当 期 末 残 高	100,000	4,370,666	816,041	△685,696	4,601,011	4,601,011

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

株式会社サン・ライフホールディング  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋藤 慶典	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 平井 清	Ⓔ

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サン・ライフホールディングの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サン・ライフホールディング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

株式会社サン・ライフホールディング  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋藤 慶典	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 平井 清	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サン・ライフホールディングの2020年4月1日から2021年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

株式会社サン・ライフホールディング 監査等委員会

常勤監査等委員 瀧 澤 賢 次 ㊟

監査等委員 岩 本 繁 ㊟

監査等委員 小 峰 雄 一 ㊟

(注)監査等委員岩本繁及び小峰雄一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

**議案** 取締役（監査等委員である者を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く）6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である者を除く）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である者を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	たけうち けいじ 竹内 恵司 (1936年3月12日生)	1970年 12月 株式会社サン・ライフ代表取締役社長 1985年 12月 学校法人鶴嶺学園理事長（現任） 1997年 1月 社会福祉法人恵伸会理事長（現任） 2005年 6月 株式会社サン・ライフメンバーズ代表取締役会長（現任） 株式会社サン・ライフ代表取締役会長（現任） 2018年 10月 当社代表取締役会長（現任）	203,800株
2	ひき 企 武 (1956年8月2日生)	1979年 8月 株式会社サン・ライフ入社 1995年 4月 同社総務部長 1996年 6月 同社取締役総務部長 1997年 7月 同社常務取締役総務部担当・営業部長 1999年 7月 同社常務取締役営業・総務担当 2001年 6月 同社専務取締役営業・総務担当 2001年 12月 同社専務取締役渉外営業・サービス部長 2003年 6月 同社専務取締役営業部担当 2005年 6月 株式会社サン・ライフメンバーズ代表取締役社長（現任） 2005年 7月 株式会社サン・ライフ専務取締役兼業務本部長 2009年 6月 同社代表取締役社長（現任） 2018年 10月 当社代表取締役社長（現任） 2020年 2月 高尾山観光開発株式会社取締役（現任） 2020年 8月 株式会社サン・ライフサービス代表取締役社長（現任）	35,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	たけ うち けい すけ 竹 内 圭 介 (1974年8月30日生)	1999年 4月 学校法人鶴嶺学園常勤職員 2001年 4月 日本ヒューマンセレモニー専門学校非常勤講師 2003年 4月 学校法人鶴嶺学園常務理事・評議員 2007年 5月 学校法人鶴嶺学園常務理事退任 2008年 4月 学校法人鶴嶺学園常務理事（現任） 2014年 6月 株式会社サン・ライフ取締役 2015年 6月 株式会社サン・ライフメンバーズ取締役 2016年 6月 株式会社サン・ライフメンバーズ専務取締役（現任） 2018年 10月 当社専務取締役（現任） 2019年 10月 株式会社サン・ライフ専務取締役（現任）	7,700株
4	さ の ひで かず 佐 野 秀 一 (1958年11月15日生)	1982年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2001年 4月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現大和証券株式会社）出向 2008年 4月 株式会社三井住友銀行投資銀行統括部付部長 2009年 4月 同行アセットファイナンス営業部長 2011年 4月 株式会社リョーサン出向 財経本部長代理兼経理部長 2012年 6月 同社取締役財経本部長 2015年 5月 ポケットカード株式会社常勤監査役 2019年 6月 当社入社 2019年 6月 当社取締役経営企画部長 株式会社エス・エルよこはま代表取締役社長（現任） 株式会社サン・ライフ・ファミリー取締役（現任） 2020年 2月 高尾山観光開発株式会社取締役（現任） 2020年 4月 当社常務取締役経営企画部長 株式会社サン・ライフ常務取締役（現任） 2020年 10月 当社常務取締役業務支援本部長（現任）	400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	たけうち のぶ え 竹内 伸枝 (1939年5月13日生)	1981年 3月 株式会社サン・ライフ取締役 1985年 6月 同社専務取締役 1994年 9月 同社取締役副社長式典部担当 2005年 6月 同社取締役相談役(現任) 2018年 10月 当社取締役相談役(現任)	420,000株
6	いの うえ かず ひろ 井上 和弘 (1942年5月15日生)	1972年 3月 株式会社タナベ経営入社 1984年 2月 株式会社アイ・シー・オーコンサルティング代表取締役(現任) 2005年 6月 株式会社サン・ライフ取締役 2013年 1月 キング醸造株式会社取締役 2018年 10月 当社取締役(現任)	10,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金と争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
また、次回更新時(2021年10月)には同内容での更新を予定しております。
3. 井上和弘氏は、社外取締役候補者であります。なお、井上和弘氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び果たすことが期待される役割の概要について  
井上和弘氏は、経営者、コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。井上和弘氏は、会社経営者としてこれまで数多くの企業に携わり、経営戦略や業務改善等に関する助言を行っております。当社の社外取締役として取締役会をはじめとした重要会議において、経営全般の観点から積極的に発言し、議論の質の向上に努めております。特に「企業経営、経営戦略」の分野において、幅広い知識と高い見識を経営全般に反映していただくとともに、これまでの経験を活かし、取締役会の実効性を一層高めていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について  
井上和弘氏の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年9ヶ月であります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について  
当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めており、社外取締役候補者井上和弘氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとします。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

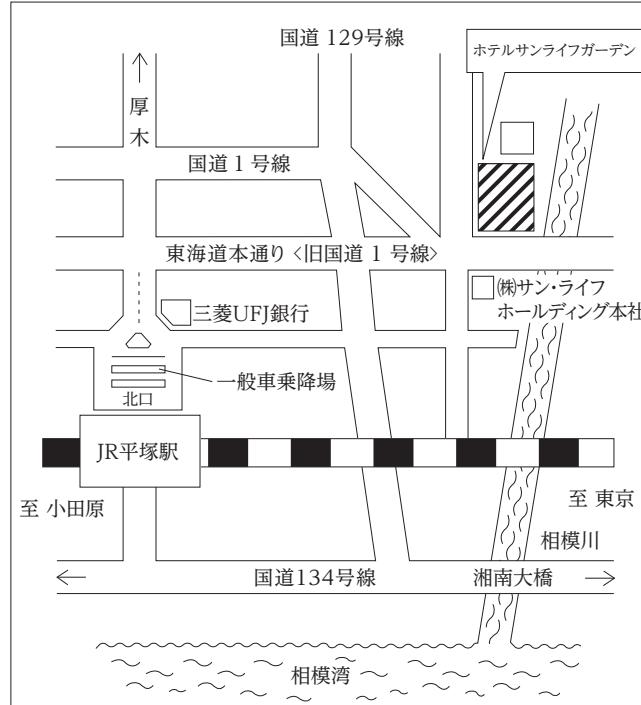
以上





# 株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県平塚市榎木町9番41号 TEL0463 (21) 7111  
ホテルサンライフガーデン



※ 例年開催しております「株主懇談会」の開催はございません。また、ご来場記念品の提供もございませんのでご注意ください。株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社のウェブサイト (<https://sunlife-hd.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。